

岩手県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
さくらだ歯科クリニック	盛岡市緑が丘四丁目1番50号アステイ304	平成20年2月1日